

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 令和7年度広島労働局管内10施設で使用する電気の需給契約

	ページ数
1 入札公告.....	1～3
2 入札説明書.....	4～7
3 入札説明書様式.....	8～23
4 仕様書.....	24～39
5 契約書案.....	40～47

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。

※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 久保田 三善

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年11月21日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

◎調達機関番号 017 ◎所在番号 34

1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 購入等件名及び数量

令和7年度広島労働局管内10施設で使用する電気の需給契約

年間使用予定電力量 647,532kWh

(3) 調達件名の仕様等 入札説明書による。

(4) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 履行場所 入札説明書による。

(6) 入札方法

入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。

(7) 入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。

*厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）

(8) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）

(9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

(10) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(11) 省CO2化の要素を考慮する観点から、「適合証明書」及び別紙で定める基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 電話 082-221-9241

広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)

→「調達・売払情報」→「入札情報」→「物品の購入」

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

令和6年11月21日から令和7年1月14日まで

広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)

→「調達・売払情報」→「入札情報」→「物品の購入」

(3) 入札書の受領期限 令和7年1月24日 10時50分

(4) 開札の日時及び場所 令和7年1月24日 11時00分 広島労働局総務部総務課内

4 電子調達システムの利用

本件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムを利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細は、入札説明書のとおり。

なお、上記3(3)及び(4)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。契約書の締結は、原則、電子契約による。

(5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) その他 詳細は入札説明書による。

6 summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Arahara Katsuyuki,
Director of General Coordination Department, Hiroshima Labour Bureau.

(2) Classification of the services to be procured : 26

(3) Nature and quantity of the products to be purchased : About 647,532kWh
Electricity

(4) Delivery period: From 1 April, 2025 to 31 March, 2026

(5) Delivery place : described in the Tender explanation.

(6) Qualification for Participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

① Not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;

② Have Grade "A", "B", or "C" on "Sale of product" in Chugoku Region in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour

and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022, 2023 and 2024 ;

- ③ Prove to have no false statement in tendering documents ;
 - ④ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating ;
 - ⑤ Not be currently under a nomination stop as instructed by the Ministry of Health, Labour and Welfare ;
 - ⑥ Not have received any administrative disposition due to violation of the laws and regulations under the jurisdiction of the Ministry of Health, Labor and Welfare within the past one year from the deadline of the tender document ;
 - ⑦ Participate in social insurance, etc. (Welfare annuity insurance, Health insurance (the thing which association of national health insurance has jurisdiction over), Seamen's insurance, national pension, industrial Accident Compensation insurance, employment insurance), and there is no delinquency in insurance premiums. (However, excluding those who are not obligated to join) ;
 - ⑧ Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
- (7) Time-limit for tender : 10 : 50 AM, 24 January 2025.
- (8) Others : For details concerning this tender, refer to the Tender explanation.
- (9) Contact point for the notice : Second Accounting section of General Coordination Department, Hiroshima Labour Bureau, 6-30 Kamihachobori, Nakaku, Hiroshima-city, Hiroshima-prefecture 730-8538, Japan, Tel. 082-221-9241

入札説明書

「令和7年度広島労働局管内10施設で使用する電気の需給契約」の入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度広島労働局管内10施設で使用する電気の需給契約

(2) 数量・規格等

仕様書による。

(3) 使用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は総価を記入すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を同封すること。電子入札の場合も電子データにより入札附属書を添付すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムにより行うこととする。

ただし、電子調達システムによりがたい者は、当局に申し出ることにより、紙入札方式に変更することができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
 - *厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）
- (8) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (10) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (11) 省CO2化の要素を考慮する観点から、様式6「適合証明書」及び様式6別紙で定める基準を満たす者であること。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。
 - 書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。
 - ア 提出期限
令和7年1月14日（火） 17時00分
 - イ 提出先
広島市中区上八丁堀6番30号
広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田
電話番号：082-221-9241
メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp
 - ウ 提出方法
郵送、持参又はメールによって提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、広島労働局ホームページから仕様書入手すること。

また、仕様書入手した場合は、必ず「入札関係書類受領書」を提出すること。

- (1) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限
令和7年1月21日（火）12時00分
- (2) 提出書類
 - ア 電子調達システムによる場合
 - (ア) 入札参加届（兼自己申告書）（入札様式1）
 - (イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写

(ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式2）

(エ) 適合証明書（入札様式3）及び入札様式3別紙

イ 紙入札方式による場合

上記6（2）アの書類の他、以下の書類を提出すること。

(オ) 電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札様式4及び別紙）

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

上記（2）に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により、上記5（1）イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和7年1月24日（金）10時50分

(2) 提出書類

ア 入札書（入札様式5）

イ 入札附属書（入札様式6）

ウ 紙入札で代理人により入札する場合は、委任状（入札様式7）

(3) 提出方法及び提出場所

上記6（3）と同様とする。

8 落札者の決定方法

本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和7年1月24日（金）11時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 開札は、指定した場所及び日時に行う。

イ 次に該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

- (イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書
- (ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (エ) 本注意事項の各号に反する入札
- (オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合
- (カ) 上記6(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 開札の結果、入札価格の100分の10に相当する額(消費税に相当する額)を加算した金額が予定価格以下とならないときは、直ちに再入札を行うこととする。

電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

ウ 「契約書(案)」は、確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上決定することとする。

(5) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む。)をもって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(6) 契約締結日(履行期間又は契約期間の初日)までに政府予算案(暫定予算含む)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況により、仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

11 入札等に関する問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田

電話番号: 082-221-9241

メールアドレス: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 久保田
MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和7年度広島労働局管内10施設で使用する電気の需給契約
---------	------------------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

入札参加届(兼自己申告書)
【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 1 入札件名 令和7年度広島労働局管内10施設で使用する電気の需給契約

- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - (1) 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)
【物品の販売】の等級 () 等級
 - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
 - (3) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。(直近2年間の保険料滞納がない。) はい ・ いいえ
 - (4) 入札参加届等書類(証明書等)及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
 - (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる。 はい ・ いいえ
 - (6) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていない。 はい ・ いいえ
 - (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、または障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ
 - (8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている。 はい ・ いいえ
 - (9) 省CO2化の要素を考慮する観点から、入札様式3「適合証明書」及び入札様式3別紙で定める基準を満たしている。 はい ・ いいえ

【添付書類】

- ①資格審査結果通知書(厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格)の写し
- ②暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿(入札様式2)
- ③適合証明書(入札様式3)及び入札様式3別紙

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

令和 年 月 日

適合証明書

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿住所
名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和4年度の状況（別紙を参照に記載）

	項目	自社の 基準値	点数
①	令和4年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の 有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

(注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を「番号」欄に記載すること。

(注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙により算出した値を記載すること。

(注3) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

(注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー利用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和4年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.475 未満	70
	0.475 以上 0.500 未満	65
	0.500 以上 0.525 未満	60
	0.525 以上 0.550 未満	55
	0.550 以上 0.575 未満	50
	0.575 以上 0.600 未満	45
	0.600 以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	10
	0% 超 0.675% 未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00% 以上	20
	5.00% 以上 10.00% 未満	15
	2.50% 以上 5.00% 未満	10
	0% 2.50% 未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

（表）「各用語の定義」

用語	定義
① 令和4年度1kWh 当たりの	「令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次

<p>二酸化炭素排出係数</p>	<p>の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和4年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和4年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式)</p> <p>下記①～⑥を合算した数値を下記⑦の数値で除して得た数値</p>

	<p>① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））</p> <p>② 令和4年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</p> <p>⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）</p> <p>⑦ 令和4年度の供給電力量（需要端（kWh））</p> <p>1 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）は、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限る、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和4年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④ 省エネに係る情報提供、簡易DRの取組地域における再生の創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※ この表の定義は、「入札様式3適合証明書」及び「入札様式3別紙」にのみ適用する。

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人

住 所

名 称

入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

- 1 入札案件名
令和7年度広島労働局管内10施設で使用する電気の需給契約
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特段ない場合には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

※ 電子調達システムでの参加業者については、提出不要

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

入札者 住所
名称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 令和7年度広島労働局管内10施設で使用する電気の
需給契約

入札金額 ¥

但し、消費税は除く。

- ※ 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）の、「物品の販売」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- ※ 「入札附属書」（入札様式6）を添付すること。
- ※ 任意の番号を記載すること
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

入札附属書（書式参考例）

支出負担行為担当官
 広島労働局総務部長 殿

所在地 _____
 名 称 _____
 代表者 _____
 (代理人) _____

使用月	基本料金（消費税込）				使用電力量料金（消費税込）				合計 （消費税込） A+B （円） （円未満切捨て）
	契約電力 (kW)	単価 (円)	力率割引	月額 A (円)	予定使用電力量		単価 (円/kWh)	月額 B (円)	
					夏季 (kWh)	その他季 (kWh)			
令和7年4月									
令和7年5月									
令和7年6月									
令和7年7月									
令和7年8月									
令和7年9月									
令和7年10月									
令和7年11月									
令和7年12月									
令和8年1月									
令和8年2月									
令和8年3月									
合計	—	—	—	—			—	合計（消費税込）	

入札書記載金額	合計（消費税税抜）	
---------	-----------	--

- (注1) 毎月ごとの合計は、円未満の端数を切り捨てて計上する。
- (注2) 夏季 7月1日～9月30日
 その他季 4月1日～6月30日及び10月1日～3月31日
- (注3) 基本料金月額Aは、小数点以下第3位を四捨五入する。
- (注4) 使用電力量料金月額Bは、小数点以下第2位を表示する。
- (注5) 基本料金及び使用電力量料金の年間合計は、月々で端数切捨てのため計上しない。
- (注6) 入札附属書は、任意の書式を用いて差し支えない。

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所
名 称

入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

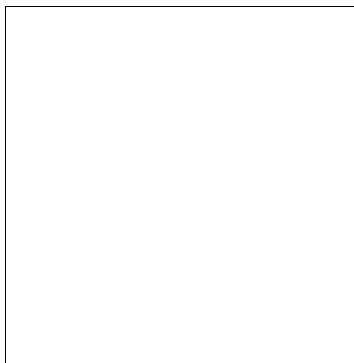
1 委任事項

- (1) 入札書の記入に関する事項
- (2) 入札書の提出に関する事項
- (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「令和7年度広島労働局管内10施設で使用する電気の需給契約」の入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑（入札書の押印を省略する場合は不要）



注意事項

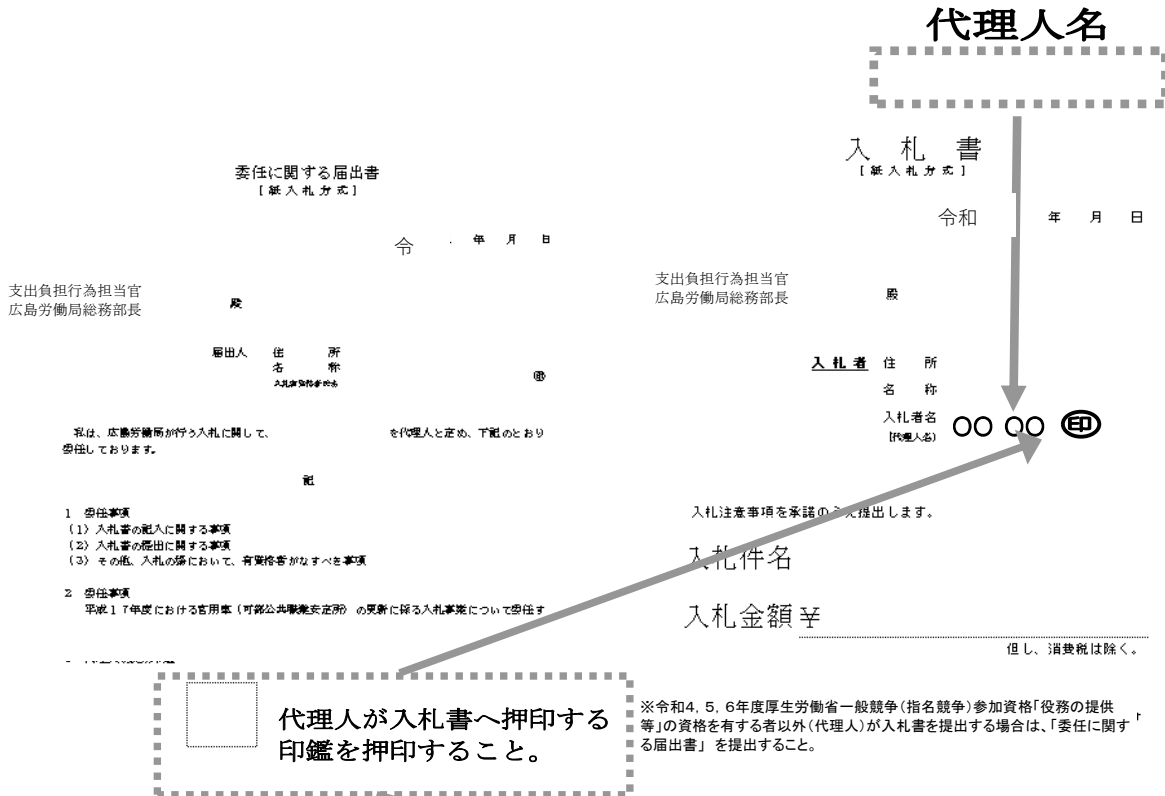
1 紙入札方式で代理人により入札する場合

令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）の、「物品の販売」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

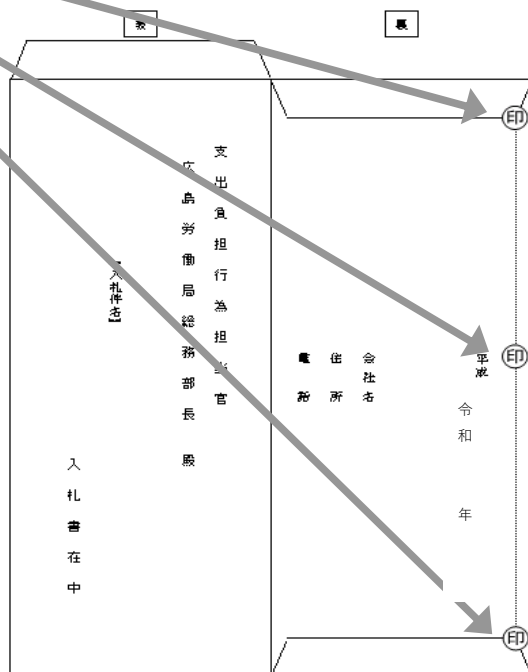
2 紙入札方式の入札書等の押印省略について

押印省略可であること。

ただし、入札書等に押印する場合は、以下の欄に押印することとし、代理人により入札する場合は、「委任に関する届出書」の記の3欄に押印した印を使用すること。



〔紙入札方式〕封筒記載例



封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「メ」を記入してください。
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p style="text-align: center;">支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿</p> <p style="text-align: center;">【入札件名】 令和7年度広島労働局管内10施設で使用する電気の 需給契約</p> <p style="text-align: center;">入札書在中</p>	<p style="text-align: center;">会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">会社名 住所 電話</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>

仕 様 書

1 概要

(1) 件名

令和7年度広島労働局管内10施設で使用する電気の需給契約

(2) 需要場所

- ア 福山労働基準監督署
福山市旭町1-7
- イ 広島西条公共職業安定所
東広島市西条町寺家6479-1
- ウ 広島西条公共職業安定所竹原出張所
竹原市中央5-2-11
- エ 呉公共職業安定所
呉市西中央1-5-2
- オ 尾道公共職業安定所
尾道市栗原西2-7-10
- カ 三次公共職業安定所庄原出張所
庄原市中本町1-20-1
- キ 可部公共職業安定所
広島市安佐北区可部南3-3-36
- ク 府中公共職業安定所
府中市府中町188-2
- ケ 広島東公共職業安定所
広島市東区光が丘13-7
- コ 福山公共職業安定所
福山市東桜町3-12

(3) 業種及び用途

官公署（事務所）

2 仕様

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は該当年度の基本方針で定める再生可能エネルギー電力比率とすること。

また、その環境価値は甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

[https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100_technical_criteria %2B appendices %28Japanese%29.pdf](https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100_technical_criteria%2B_appendices%28Japanese%29.pdf)

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V

- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無
- (ア) 福山労働基準監督署 無
- (イ) 広島西条公共職業安定所 有
- 【蓄熱の方式】 氷蓄熱
- 【型式等】 三菱電機 PUHY-P450ICM-B-ST 1台
- 【計量電圧】 低電圧200V
- (ウ) 広島西条公共職業安定所竹原出張所 無
- (エ) 呉公共職業安定所 無
- (オ) 尾道公共職業安定所 有
- 【蓄熱の方式】 氷蓄熱
- 東芝キャリア MMY-AP4501HZ-CT 1セット
- 【計量電圧】 低電圧200V
- (カ) 三次公共職業安定所庄原出張所 無
- (キ) 可部公共職業安定所 有
- 【蓄熱の方式】 氷蓄熱
- 【型式等】 ダイキン工業 RSGYJ450K 1台
- 【計量電圧】 低電圧200V
- (ク) 府中公共職業安定所 無
- (ケ) 広島東公共職業安定所 無
- (コ) 福山公共職業安定所 無
- キ 太陽光発電設備
- 広島東公共職業安定所
- 【容量】 10kW
- 【型式等】 京セラ KD2084X-PP1E-S
- 【始働日】 平成21年7月9日
- ク 蓄熱式負荷設備の有無
- (ア) 福山労働基準監督署 無
- (イ) 広島西条公共職業安定所 有
- 【蓄熱の方式】 氷蓄熱
- 【型式等】 三菱電機 PUHY-P450ICM-B-ST 1台
- 【計量電圧】 低電圧200V
- (ウ) 広島西条公共職業安定所竹原出張所 無
- (エ) 呉公共職業安定所 無
- (オ) 尾道公共職業安定所 有
- 【蓄熱の方式】 氷蓄熱
- 東芝キャリア MMY-AP4501HZ-CT 1セット
- 【計量電圧】 低電圧200V
- (カ) 三次公共職業安定所庄原出張所 無
- (キ) 可部公共職業安定所 有

【蓄熱の方式】 氷蓄熱
【型式等】 ダイキン工業 R S G Y J 4 5 0 K 1台
【計量電圧】 低電圧200V

- (ク) 府中公共職業安定所 無
(ケ) 広島東公共職業安定所 無
(コ) 福山公共職業安定所 無

ケ 太陽光発電設備

広島東公共職業安定所

【容量】 10kW
【型式等】 京セラ KD2084X-PP1E-S
【始働日】 平成21年7月9日

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

ア 予定契約電力

別紙1のとおり。

ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量

別紙1のとおり。

(3) 使用期間

令和7年4月1日0:00から令和8年3月31日24:00まで

(4) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 有
イ 電力会社の検針方法 自動検針
ウ 電力量計 別紙1のとおり。

(5) 需給地点

別紙1のとおり。

(6) 電気工作物の財産分界点

別紙1のとおり。

(7) 保安上の責任分界点

別紙1のとおり。

(8) 対価の支払方法

ア 毎月始めに、前月分の電気使用量等を、甲に通知することとする。

イ 毎月始めに、前月分の電気使用量等に係る支払請求書を作成し、請求することとする。

ウ 支払請求書には、以下の項目を記載することとする。

- ①宛名「官署支出官 広島労働局長」
- ②請求者の名称・所在地
- ③案件名称「令和7年度広島労働局管内10施設で使用する電気の需給契約」
- ④請求金額及び内訳
- ⑤振込先の口座情報

エ 支払は、適法な支払請求書の受理から30日以内に行う。

オ 支払方法は、銀行振込のみである。

4 その他

(1) 力率保持のため自動力率調整装置を設置しており、契約期間中は100%を保持する予定である。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

(3) 契約電力が500kW以上となる場合は、改めて協議により契約電力を決定するものとする。

(4) 各月の電気料金の算定においては、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金に定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

なお、入札価格算定に当たっては、力率100%とし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金は考慮しないこととする。

また、力率割引を実施する場合は、割引した額を算出することとする。

(5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 電力供給における最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(6) 再生可能エネルギー電気の確認資料

乙は、契約年度における電力供給終了後、翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙2を甲に提出すること。

また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が上記2仕様を満たしていない場合、乙は、上記2仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

(7) その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力 (kW)	最大電力 (kW)	使用電力量	
			夏季	その他季
令和7年4月	22	12		2,554
令和7年5月	22	10		2,418
令和7年6月	22	15		3,076
令和7年7月	22	16	3,672	
令和7年8月	22	17	3,930	
令和7年9月	22	17	3,828	
令和7年10月	22	16		2,654
令和7年11月	22	19		2,941
令和7年12月	22	20		4,057
令和8年1月	22	21		4,202
令和8年2月	22	22		4,013
令和8年3月	22	18		3,764
合計				41,109

- 【需要場所】 【福山労働基準監督署】
福山市旭町 1 - 7
- 【予定契約電力】 22 kW
- 【予定使用電力量】 41,109 kWh/年
- 【使用期間】 令和7年4月1日 0:00 から 令和8年3月31日 24:00 まで
- 【自動検針装置】 有
- 【電力会社の検針方法】 自動検針
- 【電力量計】 富士電機 FM3EM-K19R
- 【需給地点】
- ・ 構内第一柱の開閉器の電源側接続点
 - ・ 財産分界点及び保安責任分界点も同じ。
- 【注意】
- ・ 契約電力は令和5年4月から令和6年3月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
 - ・ 算出上の各月の力率は100%とみなす。
 - ・ 夏季とは、7月1日から9月30日までとする。
 - ・ 使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力 (kW)	最大電力 (kW)	使用電力量	
			夏季	その他季
令和7年4月	39	14		3,344
令和7年5月	39	24		3,794
令和7年6月	39	27		5,477
令和7年7月	39	39	7,452	
令和7年8月	39	39	8,916	
令和7年9月	39	36	6,690	
令和7年10月	39	21		4,046
令和7年11月	39	26		4,502
令和7年12月	39	37		6,409
令和8年1月	39	34		6,733
令和8年2月	39	38		6,266
令和8年3月	39	30		6,578
合計				70,207

【需要場所】

【広島西条公共職業安定所】

東広島市西条町寺家6479-1

【予定契約電力】

39 kW

【予定使用電力量】

70,207 kWh/年

【使用期間】

令和7年4月1日 0:00 から 令和8年3月31日 24:00 まで

【自動検針装置】

有

【電力会社の検針方法】

自動検針

【電力量計】

東芝 SM3EN-K12R

【需給地点】

- ・ 構内第一柱の開閉器の電源側接続点
- ・ 財産分界点及び保安責任分界点も同じ。

【注意】

- ・ 契約電力は令和5年4月から令和6年3月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
- ・ 算出上の各月の力率は100%とみなす。
- ・ 夏季とは、7月1日から9月30日までとする。
- ・ 使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力 (kW)	最大電力 (kW)	使用電力量	
			夏季	その他季
令和7年4月	30	13		2,128
令和7年5月	30	9		2,118
令和7年6月	30	15		2,546
令和7年7月	30	20	3,322	
令和7年8月	30	27	4,306	
令和7年9月	30	19	3,454	
令和7年10月	30	12		2,209
令和7年11月	30	22		2,372
令和7年12月	30	28		3,556
令和8年1月	30	29		3,724
令和8年2月	30	30		3,319
令和8年3月	30	26		3,437
合計				36,491

【需要場所】

【広島西条公共職業安定所竹原出張所】

竹原市中央5-2-11

【予定契約電力】

30 kW

【予定使用電力量】

36,491 kWh/年

【使用期間】

令和7年4月1日 0:00 から 令和8年3月31日 24:00 まで

【自動検針装置】

有

【電力会社の検針方法】

自動検針

【電力量計】

富士電機 F1

【需給地点】

- ・ 構内第一柱の開閉器の電源側接続点
- ・ 財産分界点及び保安責任分界点も同じ。

【注意】

- ・ 契約電力は令和5年4月から令和6年3月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
- ・ 算出上の各月の力率は100%とみなす。
- ・ 夏季とは、7月1日から9月30日までとする。
- ・ 使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力 (kW)	最大電力 (kW)	使用電力量	
			夏季	その他季
令和7年4月	35	24		6,225
令和7年5月	35	26		6,412
令和7年6月	35	30		7,308
令和7年7月	35	32	7,520	
令和7年8月	35	34	8,358	
令和7年9月	35	32	7,469	
令和7年10月	35	29		6,544
令和7年11月	35	28		6,305
令和7年12月	35	35		7,282
令和8年1月	35	34		7,437
令和8年2月	35	32		7,111
令和8年3月	35	31		7,511
合計				85,482

【需要場所】

【呉公共職業安定所】

呉市西中央1-5-2

【予定契約電力】

35 kW

【予定使用電力量】

85,482 kWh/年

【使用期間】

令和7年4月1日 0:00 から 令和8年3月31日 24:00 まで

【自動検針装置】

有

【電力会社の検針方法】

自動検針

【電力量計】

東芝 SM3EN-K12R

【需給地点】

・中国電力ネットワーク株式会社の路上キャビネットから地中ケーブル引込した当初構内におけるキュービクルの開閉器電源側接続点

・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。

【注意】

・契約電力は令和5年4月から令和6年3月までの期間の最大電力とした仮の数値である。

・算出上の各月の力率は100%とみなす。

・夏季とは、7月1日から9月30日までとする。

・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力 (kW)	最大電力 (kW)	使用電力量	
			夏季	その他季
令和7年4月	38	17		2,883
令和7年5月	38	16		2,889
令和7年6月	38	29		3,891
令和7年7月	38	37	5,706	
令和7年8月	38	38	6,849	
令和7年9月	38	31	5,385	
令和7年10月	38	19		2,914
令和7年11月	38	29		3,638
令和7年12月	38	36		5,477
令和8年1月	38	37		5,718
令和8年2月	38	36		5,108
令和8年3月	38	31		5,121
合計				55,579

【需要場所】

【尾道公共職業安定所】

尾道市栗原西2-7-10

【予定契約電力】

38 kW

【予定使用電力量】

55,579 kWh/年

【使用期間】

令和7年4月1日 0:00 から 令和8年3月31日 24:00 まで

【自動検針装置】

有

【電力会社の検針方法】

自動検針

【電力量計】

富士電機 FM3EB-K19R

【需給地点】

- ・ 構内第一柱の開閉器の電源側接続点
- ・ 財産分界点及び保安責任分界点も同じ。

【注意】

- ・ 契約電力は令和5年4月から令和6年3月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
- ・ 算出上の各月の力率は100%とみなす。
- ・ 夏季とは、7月1日から9月30日までとする。
- ・ 使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力 (kW)	最大電力 (kW)	使用電力量	
			夏季	その他季
令和7年4月	51	27		5,046
令和7年5月	51	24		5,092
令和7年6月	51	27		5,711
令和7年7月	51	33	6,128	
令和7年8月	51	35	7,242	
令和7年9月	51	28	6,076	
令和7年10月	51	25		5,219
令和7年11月	51	35		6,012
令和7年12月	51	48		7,711
令和8年1月	51	51		8,362
令和8年2月	51	46		7,194
令和8年3月	51	42		7,534
合計				77,327

- 【需要場所】 福山公共職業安定所
福山市東桜町3-12
- 【予定契約電力】 51 kW
- 【予定使用電力量】 77,327 kWh/年
- 【使用期間】 令和7年4月1日 0:00 から 令和8年3月31日 24:00 まで
- 【自動検針装置】 有
- 【電力会社の検針方法】 自動検針
- 【電力量計】 富士電機 FM3EB-K19R
- 【需給地点】
- ・ 構内第一柱の開閉器の電源側接続点
 - ・ 財産分界点及び保安責任分界点も同じ。
- 【注意】
- ・ 契約電力は令和5年4月から令和6年3月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
 - ・ 算出上の各月の力率は100%とみなす。
 - ・ 夏季とは、7月1日から9月30日までとする。
 - ・ 使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力 (kW)	最大電力 (kW)	使用電力量	
			夏季	その他季
令和7年4月	25	19		2,516
令和7年5月	25	8		2,344
令和7年6月	25	10		2,641
令和7年7月	25	19	3,132	
令和7年8月	25	21	3,927	
令和7年9月	25	14	2,958	
令和7年10月	25	9		2,518
令和7年11月	25	20		3,249
令和7年12月	25	24		4,473
令和8年1月	25	25		4,721
令和8年2月	25	24		4,309
令和8年3月	25	23		4,330
合計			41,118	

- 【需要場所】 【三次公共職業安定所庄原出張所】
庄原市中本町 1 - 20 - 1
- 【予定契約電力】 25 kW
- 【予定使用電力量】 41,118 kWh/年
- 【使用期間】 令和7年4月1日 0:00 から 令和8年3月31日 24:00 まで
- 【自動検針装置】 有
- 【電力会社の検針方法】 自動検針
- 【電力量計】 東芝製 SM3ENK12RT
- 【需給地点】 ・ 構内第一柱の開閉器の電源側接続点
・ 財産分界点及び保安責任分界点も同じ。
- 【注意】 ・ 契約電力は令和5年4月から令和6年3月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
・ 算出上の各月の力率は100%とみなす。
・ 夏季とは、7月1日から9月30日までとする。
・ 使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力 (kW)	最大電力 (kW)	使用電力量	
			夏季	その他季
令和7年4月	49	16		3,720
令和7年5月	49	21		4,041
令和7年6月	49	34		5,814
令和7年7月	49	43	7,126	
令和7年8月	49	49	8,220	
令和7年9月	49	34	6,397	
令和7年10月	49	25		4,140
令和7年11月	49	29		4,085
令和7年12月	49	36		6,072
令和8年1月	49	36		6,676
令和8年2月	49	37		5,953
令和8年3月	49	33		6,250
合計				68,494

【需要場所】

【可部公共職業安定所】

広島市安佐北区可部南3-3-36

【予定契約電力】

49 kW

【予定使用電力量】

68,494 kWh/年

【使用期間】

令和7年4月1日 0:00 から 令和8年3月31日 24:00 まで

【自動検針装置】

有

【電力会社の検針方法】

自動検針

【電力量計】

三菱 WM3EB-K18R

【需給地点】

- ・建物内の引込口の開閉器又は断路器の電源側接続点
- ・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。

【注意】

- ・契約電力は令和5年4月から令和6年3月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
- ・算出上の各月の力率は100%とみなす。
- ・夏季とは、7月1日から9月30日までとする。
- ・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力 (kW)	最大電力 (kW)	使用電力量	
			夏季	その他季
令和7年4月	32	13		3,841
令和7年5月	32	22		3,839
令和7年6月	32	29		5,078
令和7年7月	32	32	6,757	
令和7年8月	32	31	7,773	
令和7年9月	32	28	6,767	
令和7年10月	32	18		4,381
令和7年11月	32	13		3,655
令和7年12月	32	11		3,484
令和8年1月	32	9		3,096
令和8年2月	32	24		2,804
令和8年3月	32	27		5,144
合計				56,619

- 【需要場所】 府中公共職業安定所
府中市府中町188-2
- 【予定契約電力】 32 kW
- 【予定使用電力量】 56,619 kWh/年
- 【使用期間】 令和7年4月1日 0:00 から 令和8年3月31日 24:00 まで
- 【自動検針装置】 有
- 【電力会社の検針方法】 自動検針
- 【電力量計】 大崎電機 AM3E8-K40R (53)
- 【需給地点】
- ・構内の第一柱の開閉器の電源側接続点
 - ・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。
- 【注意】
- ・契約電力は令和5年4月から令和6年3月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
 - ・算出上の各月の力率は100%とみなす。
 - ・夏季とは、7月1日から9月30日までとする。
 - ・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

月別予定使用電力量

使用月	契約電力 (kW)	最大電力 (kW)	使用電力量	
			夏季	その他季
令和7年4月	97	34		6,110
令和7年5月	97	37		6,467
令和7年6月	97	48		8,963
令和7年7月	97	75	12,149	
令和7年8月	97	97	17,714	
令和7年9月	97	89	11,508	
令和7年10月	97	37		7,350
令和7年11月	97	51		7,049
令和7年12月	97	56		8,970
令和8年1月	97	76		11,356
令和8年2月	97	57		8,927
令和8年3月	97	48		8,543
合計				115,106

【需要場所】

【広島東公共職業安定所】

広島市東区光が丘13-7

【予定契約電力】

97 kW

【予定使用電力量】

115,106 kWh/年

【使用期間】

令和7年4月1日 0:00 から 令和8年3月31日 24:00 まで

【自動検針装置】

有

【電力会社の検針方法】

自動検針

【電力量計】

東芝 SM3EC-K12R

【需給地点】

- ・受電6,000V配電線引込口に当所が施設した気中開閉器の電源側接続点
- ・財産分界点及び保安責任分界点も同じ。

【注意】

- ・契約電力は令和5年4月から令和6年3月までの期間の最大電力とした仮の数値である。
- ・算出上の各月の力率は100%とみなす。
- ・夏季とは、7月1日から9月30日までとする。
- ・使用電力量等は各月の使用実績に基づくもので、確約するものではない。

特定電源割当証明書

年 月 日

支出負担行為担当官
 広島労働局総務部長 あて

所在地
 法人名
 代表者名

以下の通り●●●に電力を供給したことをここに証する。
 また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 ○○○○
 需要施設名
 需要施設住所
 契約電力

2 供給期間

○年○月○日～○年○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量(kWh)【A】													
供給電力量(kWh)【B】													
再エネ比率(%)【C】													

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

TEL:

E-mail:

契約書(案)

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、広島労働局管内10施設で使用する電気の需給に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の目的）

第1条 乙は、別紙「仕様書」に基づき甲の各労働基準監督署及び各公共職業安定所で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（電気料金の構成・単価）

第2条 電気料金は、基本料金と電力量料金で構成し、基本料金および電力量料金の算定の基礎となる単価はそれぞれ次のとおりとする。

基本料金	円 銭/kW・月（税込）
電力量料金（夏季）	円 銭/kW・時（税込）
電力量料金（その他季）	円 銭/kW・時（税込）

2 乙の電気契約要綱及び標準料金表（以下「電気契約要綱等」という。）に変更がある場合、乙は、甲へ通知の上、変更後の電気契約要綱等所定の金額に電気料金を変更する。

（契約期間）

第3条 本契約は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡）

第5条 乙は、本契約によって生じる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

（使用電力量の増減）

第6条 甲の使用電力量は、甲の都合により使用予定電力量から変動することができる。

(契約電力の決定)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力とその前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大電力が500kW以上となる場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(使用電力量の検針・算定)

第8条 電力量計の検針日は、あらかじめ乙が定め、甲に通知した日とし、乙は当該検針日において電力量計に記録された指示数の読みにより使用電力量を算定する。

(計量値の記録及び計量)

第9条 前条の指示数の読みは、計量器（電力計、30分最大需要電力量計、無効電力計等）に記録された値（以下「計量値」という。）の読みとする。

2 計量器内で計量値が記録される日（以下「計量日」という。）は、あらかじめ乙が定め、甲に通知した日とする。

(電気料金の算定期間)

第10条 電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とし、当該期間を1月とする。

(基本料金の算定)

第11条 基本料金は、契約電力に第2条の基本料金の単価を乗じて得た金額から、その1月の力率に応じ、供給条件等に基づき割引又は割増しした金額とする。

(電力量料金の算定)

第12条 電力量料金は、第8条により読み取った1月の使用電力量に第2条の電力量料金の単価を乗じて得た金額から、供給条件等に基づき算定された燃料費調整額を差し引き若しくは加えた金額とする。

2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、広島県を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による賦課金の単価に電気の使用量を乗じた金額とする。

(電気料金の支払)

第13条 乙は、各月の業務が終了し各労働基準監督署及び各公共職業安定所等の検査職員により業務完了の確認を受けた後に、官署支出官広島労働局長に対し、各月ごとに労働基準監督署分と公共職業安定所分を分けて、翌月の10日までに請求書を提出するものとし、官署支出官広島労働局長は適法な請求書を受理した日から30日以内にこれを乙に支払う

ものとする。

2 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しないものとする。

3 官署支出官広島労働局長は、電気料金を検針日の翌日から起算して50日以内（以下、「支払期間」という。）に支払うものとする。

なお、支払期間の最終日が日曜日又は休日に該当する場合は、支払期間の最終日をその翌日とし、その翌日が日曜日又は休日に該当するときは、更にその翌日とする。

4 電気料金の支払条件は、振込みとする。

（支払の遅延）

第14条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき理由により前条に規定する代金の支払いを遅延した場合には、乙に対して支払金額に対し年2.5%で計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

（契約解除）

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

（1）乙が天災その他不可抗力により電力供給の継続が不可能になったとき。

（2）乙の都合により、甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

（3）乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（4）甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

（5）第17の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（損害賠償）

第16条 乙は、本契約の履行又は不履行に付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、

甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

第 17 条 甲及び乙は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 甲及び乙は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第 18 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 第 3 項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 19 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の

(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第20条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団排除の推進に係る属性要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、

何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 23 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 24 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 25 条 甲は、第 1 5 条第 2 項、同条第 3 項、第 2 1 条、第 2 2 条及び第 2 4 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 1 5 条第 2 項、同条第 3 項、第 2 1 条、第 2 2 条及び第 2 4 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 26 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第 27 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他手続きを要せず、

乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第28条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(遅滞料)

第30条 甲は、乙が第3条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0%の割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 本契約に定めのない事項、本契約条項中で疑義の生じた事項及び本契約の変更については、供給条件等の定めるところによるほか、甲乙協議の上決定する。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第32条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第14条、第15条第2項、第16条、第17条、第19条、第20条、第23条、第25条、第27条、第31条及び本条はな

お有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀6-30
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙 (住所)
(事業所名)
(役職・氏名)